

平成27年4月1日 制定

平成29年4月1日 改定

株式会社西日本住宅評価センター

建築基準法適合状況調査業務手数料規程

(趣旨)

第1条

この手数料規程は、別に定める「株式会社西日本住宅評価センター建築基準法適合状況調査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社西日本住宅評価センター(以下「センター」という。)が実施する建築基準法適合状況調査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条

この手数料規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。特記なき用語は、業務規程又は建築基準法(以下「法」という。)の定義又は用法に準ずるものとする。

- (1) 構造関係規定 法第20条及び建築基準法施行令(以下「令」という。)第3章をいい、関係する告示を含む。
- (2) 調査(1) 法第6条の4第1項第二号に掲げる(確認申請書副本により確認できるものに限る。)建築物(エレベーター及びエスカレーターを除く。以下本条において同じ。)について、建築基準法令の規定のうち、令第10条第一号に掲げる規定を除いたものについて行う調査をいう。
- (3) 調査(2) 令第10条第三号に掲げる建築物について、建築基準法令の規定のうち、令第10条第三号に掲げる規定を除いたものについて行う調査をいう。
- (4) 調査(3) 令第10条第四号に掲げる建築物について、建築基準法令の規定のうち、令第10条第四号に掲げる規定を除いたものについて行う調査をいう。
- (5) 調査(4) 建築物について、建築基準法令の規定のうち、構造関係規定を除いたものについて行う調査をいう。
- (6) 調査(5) 建築物について、建築基準法令の規定について行う調査をいう。
- (7) 付加調査イ 建築物について、建築基準関係規定のうち、建築基準法令の規定・特定都市河川浸水被害対策法・都市緑地法及び高齢者及び障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を除いたものについて行う調査をいう。
- (8) 付加調査ロ 認証型式部材等である(確認申請書副本により確認できるものに限る。)エレベーターについて、建築基準法令の規定のうち、令第10条第二号に掲げる規定を除いたものについて行う調査をいう。
- (9) 付加調査ハ エレベーター及びエスカレーターについて、建築基準法令の規定について行う調査をいう。

- (10) G類 認証型式部材等以外のエレベーター及びエスカレーターをいう。
- (11) H1類 認証型式部材等であるエレベーターで最大定員が3名以下のものをいう。
- (12) H2類 認証型式部材等であるエレベーターで最大定員が4名以上のものをいう。

(調査の手数料)

第3条

センターで確認済証を交付し、その後増築等・用途変更のないもので、確認申請書副本が残っているものについて、調査(1)から(5)の依頼に係る手数料の額は、依頼一件につき別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 前項以外のものについて、調査(1)から(5)の依頼に係る手数料の額は、依頼一件につき別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 センターで確認済証を交付し、その後増築等・用途変更のないもので、確認申請書副本が残っているものについて、付加調査イの依頼に係る手数料の額は、依頼一件につき別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 前項以外のものについて、付加調査イの依頼に係る手数料の額は、依頼一件につき別表第4に掲げるとおりとする。
- 5 センターで確認済証を交付し、その後増築等・用途変更のないもので、確認申請書副本が残っているものについて、付加調査ロ又はハの依頼に係る手数料の額は、依頼対象一基につき別表第5に掲げるとおりとする。
- 6 前項以外のものについて、付加調査ロ又はハの依頼に係る手数料の額は、依頼対象一基につき別表第6に掲げるとおりとする。

(追加手数料)

第4条

依頼を引き受けた後、依頼に係る部分の床面積に相違があった場合等で、引受承諾書に示す手数料額と本規程で定める手数料額に差額を生じた場合は、追加手数料として、その差額を加算する。

- 2 現地調査において再調査が必要な場合は、追加手数料として、別表第7に掲げる再調査手数料を加算する。
- 3 センターの建築基準適合判定資格者が現地調査を行うため現地に行ったが立会人の不在など依頼者の責に帰すべき事由で現地調査ができなかった場合も、前項に準ずる。

(遠隔地加算手数料)

第5条

遠隔地加算手数料については、現地調査一回につき別表第8に掲げるとおりとする。

(定めのない床面積の手数料の扱い)

第6条

本規程に定めのない床面積の手数料については、別途見積もりとする。

(消費税の表示)

第7条

本規程に定める手数料については、消費税を含むものとし、消費税込の価額を表示する。

(手数料の納入時期)

第8条

依頼者は、本規程に定める手数料をセンターが引き受ける前に納入するものとする。ただし、再調査があり手数料が発生する場合等は、その都度納めるものとする。

(手数料の収納)

第9条

依頼者は、本規程に定める手数料を、銀行振込又は窓口にて現金で納入するものとする。

2 前項の払込に要する費用は依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第10条 収納した手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により調査が実施できなかった場合は、この限りでない。

附則

(適用期日)

(イ) この建築基準法適合状況調査業務手数料規程は、2015年(平成27年)4月1日から適用する。

調査手数料

別表第1 センターで確認済証を交付し、その後増築等・用途変更のないもので、
確認申請書副本が残っているもの

依頼1件当たり(消費税別)

種類	依頼対象床面積の合計[m ²]	手数料 [円]
調査(1)、 調査(2)	100m ² 以内	52,000
	100m ² を超え 200m ² 以内	72,000
	200m ² を超え 500m ² 以内	96,000
	500m ² を超え 1000m ² 以内	134,400
調査(3)	100m ² 以内	57,000
	100m ² を超え 200m ² 以内	79,000
	200m ² を超え 500m ² 以内	106,000
	500m ² を超え 1000m ² 以内	148,400
調査(4)	100m ² 以内	105,000
	100m ² を超え 200m ² 以内	144,000
	200m ² を超え 500m ² 以内	195,000
	500m ² を超え 1000m ² 以内	273,000
調査(5)	100m ² 以内	135,000
	100m ² を超え 200m ² 以内	179,000
	200m ² を超え 500m ² 以内	235,000
	500m ² を超え 1000m ² 以内	329,000

別表第2 別表第1以外のもの

依頼1件当たり(消費税別)

種類	依頼対象床面積の合計[m ²]	手数料 [円]
調査(1)、 調査(2)	100m ² 以内	104,000
	100m ² を超え 200m ² 以内	144,000
	200m ² を超え 500m ² 以内	192,000
	500m ² を超え 1000m ² 以内	268,800
調査(3)	100m ² 以内	114,000
	100m ² を超え 200m ² 以内	158,000
	200m ² を超え 500m ² 以内	212,000
	500m ² を超え 1000m ² 以内	296,800
調査(4)	100m ² 以内	140,000
	100m ² を超え 200m ² 以内	194,000
	200m ² を超え 500m ² 以内	262,000
	500m ² を超え 1000m ² 以内	366,800
調査(5)	100m ² 以内	200,000
	100m ² を超え 200m ² 以内	264,000
	200m ² を超え 500m ² 以内	342,000
	500m ² を超え 1000m ² 以内	478,800

調査手数料

別表第3 センターで確認済証を交付し、その後増築等・用途変更のないもので、 確認申請書副本が残っているもの

依頼1件当たり(消費税別)

種類	依頼対象床面積の合計〔㎡〕	手数料〔円〕
付加調査イ	100㎡以内	30,000
	100㎡を超え 200㎡以内	40,000
	200㎡を超え 500㎡以内	50,000
	500㎡を超え 1000㎡以内	70,000

別表第4 別表第3以外のもの

依頼1件当たり(消費税別)

種類	依頼対象床面積の合計〔㎡〕	手数料〔円〕
付加調査イ	100㎡以内	50,000
	100㎡を超え 200㎡以内	60,000
	200㎡を超え 500㎡以内	70,000
	500㎡を超え 1000㎡以内	98,000

別表第5 センターで確認済証を交付し、その後増築等・用途変更のないもので、 確認申請書副本が残っているもの

依頼対象1基当たり(消費税別)

種類	設備の種類	手数料〔円〕
付加調査ロ	H1類	48,000
	H2類	80,000
付加調査ハ	G類	105,000
	H1類	105,000
	H2類	105,000

別表第6 別表第5以外のもの

依頼対象1基当たり(消費税別)

種類		手数料〔円〕
付加調査ロ	H1類	60,000
	H2類	100,000
付加調査ハ	G類	150,000
	H1類	150,000
	H2類	150,000

別表第7 再調査手数料

再検査1回当たり(消費税別)

種類	依頼対象床面積の合計〔㎡〕	手数料〔円〕
再調査	100㎡以内	35,000
	100㎡を超え 200㎡以内	47,000
	200㎡を超え 500㎡以内	64,000
	500㎡を超え 1000㎡以内	89,600

調査手数料

別表第8 遠隔地加算手数料

現地調査一回当たり(消費税込)

		加算額
富山県	全域	50,000円＋交通費
石川県	全域	40,000円＋交通費
福井県	全域	30,000円＋交通費
岐阜県	郡上市、下呂市、中津川市、高山市、飛騨市、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村	20,000円＋交通費
愛知県	設楽町、東栄町、豊根村	20,000円＋交通費
三重県	紀北町以南の地域	20,000円＋交通費
京都府	舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町、旧大江町、旧夜久野町	20,000円＋交通費
兵庫県	淡路市、洲本市、南あわじ市、豊岡市、新温泉町、香美町	20,000円＋交通費
和歌山県	日高町、美浜町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、串本町、古座川町、新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村	20,000円＋交通費
鳥取県	全域	40,000円＋交通費
島根県	全域	30,000円＋交通費
岡山県	西粟倉村、新庄村	20,000円＋交通費
山口県	全域	20,000円＋交通費
徳島県	全域	30,000円＋交通費
香川県	全域	20,000円＋交通費
高知県	全域	30,000円＋交通費
佐賀県	全域	20,000円＋交通費
長崎県	全域	20,000円＋交通費
熊本県	全域	20,000円＋交通費
大分県	全域	30,000円＋交通費
宮崎県	全域	60,000円＋交通費
鹿児島県	全域	60,000円＋交通費

注:交通費は、車の場合は有料道路に係る費用、船又は飛行機については実費とする。